ISSN　0919-2336

AD ALTIORA SEMPER

AD ALTIORA SEMPER

神戸市外国語大学図書館報　　第13号

♪ 図書館に行こう
♪ ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰとﾉｰﾏﾗｲｾﾞｰｼｮﾝ
♪ 第１AV 教室・ CAI 教室の機器更新
♪ INFORMATION
♪ 編集後記

図書館に行こう

多木 誠一郎

学生の皆さんは、どのくらいの頻度で図書館に行っているでしょうか。私は、大学院博士課程の３年間を外大で学びましたが、開館日にはほぼ毎日といってよいほど図書館に行っていました。毎日のように図書館へ行くといっても、特定の本を見たいという目的があって行くばかりではありません。むしろ見たいという本がなくても、とりあえず書架を覗いてみるというのが私の日課のようなものでした。自分の専門とは異なる本を手にとってみれば気分転換にもなります。あるいは図書館というところは、しばしば足を運んで「勘」を養っておかないと、肝心なときにどこに何があるのか見当がつかず、ゼミで使う発表資料の作成が間に合わなかったということにもなりかねません。相互利用で他大学の図書館に行ったまではよかったのですが、本を１冊探し出してコピーするのに半日かかってしまったという経験はありませんか。自校の図書館でも、程度の差はあるでしょうが同じようなものではないでしょうか。

釈迦に説法だといわれればそれまでですが、大学院学生の皆さんは定期的に書庫に入って書架を覗いているでしょうか。もっとも冷暖房がありませんので、夏・冬は大変厳しいものがありますが・・・。私は、農協・生協といった協同組合(co-op)に関する法的考察を研究の中心に据えています。外大に入学した当初は、協同組合(法)に関

する本は図書館にありそうにもないと思っていました。しかし意外にあるものです。とりわけ何気なく書架を眺めていて、ほこりにまみれた数冊の外国書が所蔵されていたのを発見したときの感動は今でも鮮明です。最近受け入れられた書籍については、OPAC のお陰で端末機を叩けば比較的容易に検索できます。しかし大学院学生の皆さんであれば少なからず使う受け入れが古いものはカードを繰っていくか、そうでなければ書架を覗いて探していくしかないわけです。もちろん主題別に分類されたカードもありますが、時間が許すのであれば書庫に入って書架を眺め、よさそうな本があれば気軽に自分の手にとって見ていけば、思いがけない新たな発見も期待できるのではないでしょうか。

それから何かわからないことやお願いがあったら、学生の皆さんは図書館員の方々に遠慮しないで相談しているでしょうか。私の場合お願いに関する話には枚挙に遑がありませんが、こんなこともありました。研究を遂行するのに欠かすことができない外国書が既に絶版になっているし、国内の図書館にはないし大変困りました。というのは外大では、外国の図書館から本を貸借するということ、いうなれば国際版の相互利用は実績がないということだったからです。ここで諦めてはいけません。熱意をもってお願いしたわけです。その結果図書館員の方々が随分と汗をかいて下さり、ドイツから本を無事取り寄せることができました。もしその本がなければ、業績が１つ減っていたことでしょう。外大の図書館はこぢんまりとしているので、その分図書館員の方々との距離も近いため、お話もしやすく色々と有益なそして興味あるお話を伺えることは間違いありません。

皆さんも、これまで以上に図書館に行こうという気持ちになったでしょうか。

(平成 12 年３月大学院博士課程修了 学術博士 浜松医科大学助教授)

バリアフリーとノーマライゼーション
ー図書館サービス問答　その１ー

主：事故に遭ったそうじゃないか？
客：そうなんです。全く災難というのは何処に待ち受けているか分かりませんから先生も気を付けて下さい。
主：それで、どうなんだ。
客：経過は良好なんですが、今度の事故ではじめて松葉杖を使ったり、車椅子に乗ったりして、色々と考えるところがありました。
主：今、修士論文を準備中だと聞いたけれど資料集めなどで苦労しているんじゃないのか。
客：大学院生は書庫に自由に出入りできて、雑誌や紀要などの資料を書庫の中のキャレルを使って読んだりしていたのですが、エレベーターがないので書庫内でのブラウジングが出来ず、図書館のスタッフにいちいち資料を出して貰わないといけないんで結構面倒ですね。
主：ハンディキャッパーに対する大学図書館のサービスは余り進んでいないのかね。
客：遅れていると言っていいでしょう。

『大学図書館における身体障害者サービスの実態』という、国立大学図書館協議会の報告書にも９７国立大学の内９０大学で身体障害者が在籍・在職し、その数は学生が約３００人、職員が約５５０人に昇るということですが、にもかかわらず身体障害者にたいするサービスへの取り組み方は著しく遅れているとの指摘があります。
主：どういう点が問題になるのかね。
客：先の報告書では「大学図書館が提供できる身体障害者サービスの内容を成文化して公表することが、まずはじめになすべきことであるかも知れない。身体障害者サービスの内容項目が図書館利用案内として明確に提示されていれば、身体障害者も図書館を利用しやすいし、図書館職員相互の共通理解も形成しやすい。障害の種類に応じてどのようなサービスを提供し、どのような媒体によってどのように障害のある図書館利用者にもれなく案内できるかが課題である。」と書かれています。

身体障害者に対するサービスへの対応方針の策定がマニュアルも含めて不十分だし、設備的にも身体障害者が利用者になってからの対症療法的な整備に終始していることなどが大きいのではないでしょうか。
主：君の大学は設置者が地方自治体だったはずだがその点はどうなんだ。
客：それについても少し調べてみました。

施設整備については、１９９４年の９月に施行された、高齢者、身体障害者が支障なく社会参加できることを求めた「アクセス法」としての「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（いわゆる「ハートビル法」）があり、市民の責務として必要不可欠な配慮を求めた「基礎的基準」と、目指すべき望ましい基準である「誘導的基準」が示されています。

ハートビル法自体は建築主に努力を義務づけるものに過ぎませんが、これに続いて各地方自治体で福祉のまちづくり条例が公布・施行されていて、例えば神戸市についていうと、「神戸市民の福祉をまもる条例」、「神戸市民の福祉をまもる条例に規定する都市施設の整備に関する規則」があり、前者の第２章第６節、後者の第２章第４節には事前協議や工事完了届の必要性がうたわれていて緩やかな拘束力はあるといえます。

主：いわゆる行政指導ということかな。

もう少しサービスの現状について説明してくれないか。

客：図書館利用の障害は利用者によって千差万別ですが、主に次の３つ（①物理的障害②資料をそのままでは利用できないという障害③コミュニケーションの障害）に分けることが出来るといわれています。

そして、これらの障害（バリア）を除去（フリー）して利用者の満足するサービスを提供することになるわけですが、そのとき忘れてならないのは障害者のためだけの特別の施設・設備、或いはサービスを作りだすのではなく、だれもが同じように利用できる施設・設備、サービス等の構築がまず発想される必要があるということです。

こうした一見障害者のための方策であっても、広い目で見れば、多くの人にとっても利益となっているではないか、として取り組まれているのがノーマライゼーションという考え方で、これは単に施設設備面の問題だけでなく、サービス面においても同様で、障害者だからきめ細かくするというのではなく、全ての人に対してきめ細かくすることを基本として、個々の利用者の状況に応じて臨機応変に対応するように準備しておくことが大切だということです。

障害者の自立運動から始まったバリアフリーデザインが、ややもすると障害者＝車椅子利用者に矮小化されてイメージされてしまうことから、最近ではノーマライゼーションという考え方の具体化としてのユニバーサル・デザイン－あらゆる技術、デザインは特定の人のために開発されるのではなく、全ての人に使えるように開発されるべきである－という考え方が出てきています。

主：大学図書館に特徴的なサービスの考え方というものもあるんだろう。

客：　　学術情報への要求はきわめて個人的かつ専門的ですから、要求者自身が自分一人で自由に必要な情報へのアクセス・入手が出来る環境を整備することが最優先されるべきで、インターネットを初めとする電子メディアの整備には特に力点を置く必要があります。

１９９３年の「バルセロナ声明」に見られるように、障害者が情報にアクセスする権利の重要性が叫ばれていますが、大学の構成員としてのハンディキャッパーを「情報障害者」にするようなことだけは避けなければならないと思います。

そのためには、物理的なバリアの除去や様々な手段に訴えての情報提供が必要な事は勿論ですが、それにも増して人的支援の重要性が強調されなければならないでしょう。

障害者のおかれている条件が一般化や単純化を許さない側面を持っているだけに、さまざまな場面での利用者の要求にきめ細かく応える人的な支援体制の整備は焦眉の急だと言えると思います。

主：「障害」というものをどうとらえるか、ということがやはり基本にあるということか。

客：これまでの障害の捉え方は、世界保健機構（WHO）が定義した、I（impairment)、D(disability)、H(handicaps)で、この３つを実体的・固定的にとらえて因果関係にしてしまっているので、これに適応するために「スーパー障害者」であることが求められてしまう、こうした状況は当事者にとってかなりな負担ですね。

主：＜肉体としての身体＞と＜像としての身体＞、それとパラレルに＜現実の社会＞と＜社会のイメージ＞いったことを考えてみると、太古から＜肉体としての身体＞は殆ど不変であるけれど、＜身体のイメージ＞は時代によって随分変化してきているわけで、同様に＜社会の像＞も歴史の各時代で変わってきている。

社会の障害も身体の障害もこうした観念の図式と具体的な生理的なものとの二重性としてとらえることによって、君の言った困難性を超えていく視野が開けるかも知れない。

神のように崇められた古代から、働けないから人間以下だ、と蔑まれた近代社会に至るまでの障害者に対する価値観の変遷を経て、現代では「神でもなければ人間以下でもないんだ。それは人間なんだ」という概念が少しづつ闘い取られてきているということ、その事がこの難しい問題への解決の基礎になるのではないか。

＜参考・引用文献＞

・『障害者サービス』（ＪＬＡ）１９９６
・篠塚富士男「大学図書館における身体障害者サービス」（『情報の科学と技術』Vol.50 No.3）
・植松貞夫「バリアフリーデザインと図書館建築」（『現代の図書館』Vol.37 No.3）
・吉本隆明・三好春樹『＜老い＞の現在進行形』（春秋社）２０００
・『国立大学図書館協議会　身体障害者サービスに関する調査研究班報告書　第Ⅰ部、第Ⅱ部』平成９年６月　URL：http://wwwsoc.nacsis.ac.jp/anul/Kdtk/contents.html

（図書館事務長　牛原秀治）

CAI

９月末に CAI 教室の機器を更新しました。学生用のコンピュータにはハードディスクを２機搭載し、OS は Windows と Linux が起動できます。Windows については、セキュリティ対策として、電源オフにより起動時の環境に自動復元するシステムを導入しています。また、ネットワーク環境は、図書館ロビーの端末と同様に教室内から外部に電子メールを送受信できるようにしました。

今後は「情報科学概論」等の講義に合わせて自習用に CAI 教室を開放する予定です。

AV

夏季休暇中に第１AV 教室の機器が更新されました。学生席の２名に１台の CRT モニターが設置され、ビデオ映像のみならず、パソコン等のデジタル画像の表示が可能になりました。また、高画質の液晶プロジェクターを設置していますので、大画面でのビデオ再生やパソコン等のデジタル画像の表示が可能です。従来の LL 機能に加えて MD、DVD、MiniDV といった最新のマルチメディア機器を備えた教室となりました。

視聴覚ライブラリーのブースモニターの位置が高い為、見辛いと不評でしたが、高さを調節できる安定性の良い OA チェアーに替えました。　高さ調節をしてご利用ください。

INFORMATION

○ 冬期休暇中の開館時間について

通常の期間と異なりますので、ご注意ください。

開館時間 ： 午前 9 時 ～ 午後 0 時 30 分
午後 1 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分

閉 館 日 ： 土、日曜日及び祝日
12 月 28 日(木)～2001 年1月 5 日(金) 年末年始

○ 冬期休暇中の開館時間について

通常の期間と異なりますので、ご注意ください。

開館時間 ： 午前 9 時 ～ 午後 4 時 30 分
ただし補講期間中は午後 7 時 30 分まで開館します。

閉 館 日 ： 土、日曜日及び祝日
12 月 21 日(木) 館内整理日
12 月 28 日(木)～2001 年1月 5 日(金) 年末年始

＊ 詳しくは図書館ホームページ、図書館内掲示板の開館カレンダーをご覧ください。
カウンターにも用意しています。

○ 冬期休暇中の長期貸出について

実施期間: 12 月1日(金)～ 27 日(水)

所 属	冊 数	返却期限
1,2 回生	7 冊まで	2001年 1 月 11日
3,4 回生	10 冊まで	
院 生	20 冊まで	

＊院生は12月14日(木)以降の貸出分の返却日は4週間後になります。

編集後記

第１ＡＶ教室、ＣＡＩ教室の機器更新に加えて、図書館システムも来年初めのリリースに向け、より使い勝手の良いシステムをめざして更新作業を進めています。

利用者から見れば、随分足らない点も多いとは思いますが、本学の「博士」第１号の多木氏から寄せていただいた文章にもあるように、利用の仕方によっては皆さんの知らない利用の可能性がまだまだ残されているようにも思われます。

『図書館をしゃぶりつくせ！』という本がありましたが、そうした意気込みで施設、設備、蔵書、そして職員を十分活用していただけたらと思います。

利用者の積極的な利用こそが、図書館と利用者の間の interaction を活性化するもっとも大きな要素だろうと最近強く感じています。

編集責任者：図書館事務長　牛原秀治

AD ALTIORA SEMPER　No.13
神戸市外国語大学図書館報

編集･発行 ： 神戸市外国語大学図書館
〒651-2187　神戸市西区学園東町 9 丁目 1
TEL：078-794-8151 / FAX：078-797-2257
E-MAIL：info@lib.kobe-cufs.ac.jp
URL：http://www.kobe-cufs.ac.jp/library/

2000年 11 月 30 日発行
発行責任者：図書館長 大塚秀之